

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

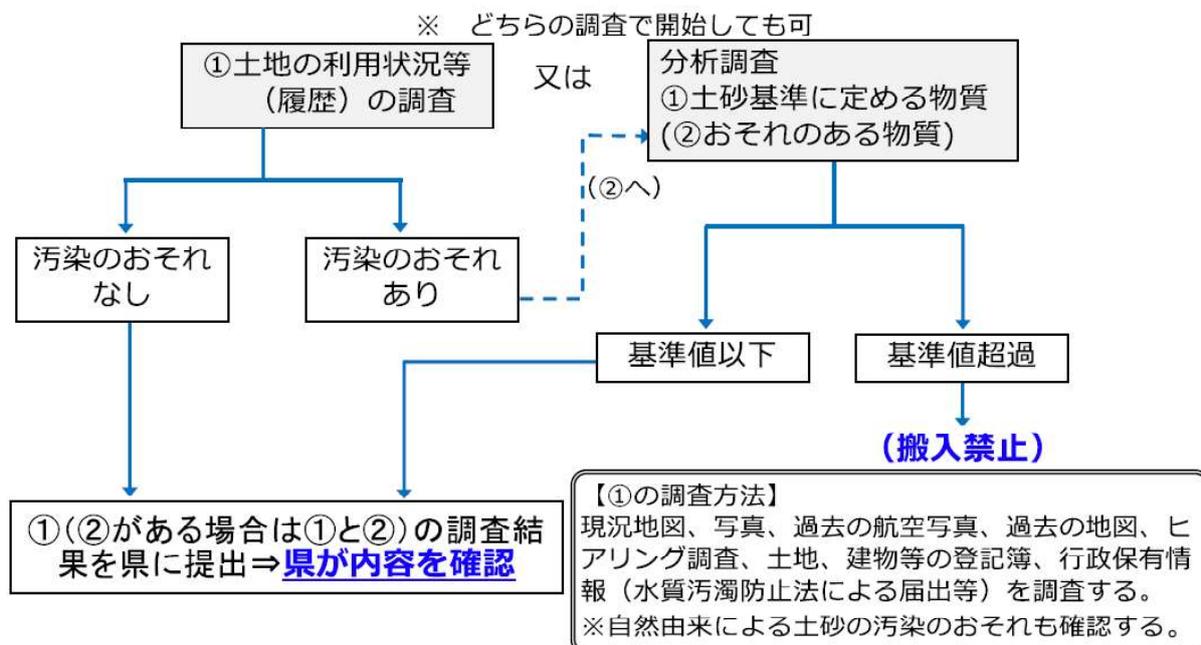
RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「静岡県盛土等の規制に関する条例」が、
令和4年7月1日に施行されました。

土砂等を排出する者(土木工事施工業者など)は、
下記調査方法にて搬入する前に搬入土砂等の汚染の
おそれの有無を確認する必要があります。

搬入土砂の汚染のおそれの有無の調査方法



土壤分析についてのお問い合わせは下記担当者まで

分析部 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

①土地の利用状況等の調査

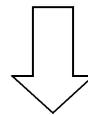
この調査は、搬入土砂等の発生場所の土地の利用状況等の履歴を調査し、その土地の土砂基準物質による汚染について確認するために行うものです。

具体的には下記1)～3)の内容について、土砂等発生場所における過去の土地利用状況調査を行い、「汚染のおそれなし」「汚染のおそれ少ない」「汚染のおそれが比較的多い」を判断します。

- 1) 有害物質の製造、使用又は処理の状況
- 2) 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況
- 3) その他の調査対象地における土砂基準物質による汚染について

これら過去の土地利用状況を証明するために、次のような資料等が必要となります。

- I) 登記事項証明書による過去の地目の確認
- II) 国土地理院が公表している航空写真から過去の利用状況の確認
- III) 土地所有者等からのヒアリングによる利用状況の確認
- IV) 水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の届出状況の確認
- V) I)～IV)以外、県が判断のために必要とされる資料等



汚染のおそれ判断

a	b	c
汚染が存在するおそれがないと認められる土地	汚染が存在するおそれ少ないと認められる土地	汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
住宅、山林、田畑など土砂基準物質が使用等されていないことが明らかな土地	直接に土砂基準物質を扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地(工場の事務所、作業場、資材置き場、倉庫、中庭等)	a 及び b 以外の土地(土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地、過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地)

※ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条に規定する特定施設があった土地を「c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類する。

②搬入土砂等の分析調査

「①土地の利用状況等の調査結果」において、「汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」及び「汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類された場合は、土地の利用状況等の調査において使用が認められた土砂基準物質について、以下の方法にて分析調査を実施します。

分析調査の結果、土砂基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

<分析調査方法>

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂基準（別表第1）のうち、調査対象地で使用等していたことを把握した物質の土壌溶出量調査を実施する。 ・土砂基準に含有量基準が定められている物質については、含有量基準を含めて調査する。
試料採取調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・「①土地の利用状況等の調査」の結果に基づき、次の頻度で実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> b 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 ⇒ 900 m³ 毎に1回 c 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 ⇒ 100 m³ 毎に1回 ・各々の土砂量に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要。 (例)土砂等の発生場所に過去に工場があり有害物質の使用があった場合 ・土砂等の発生量が50m³の場合 ⇒ 1回
試料採取方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の中心部分(当該土砂等において基準不適合土砂等が存在するおそれが多いと認められる部分にあつては、当該部分)の土砂等を採取すること。
分析方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂基準物質の分析方法
分析を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・計量証明事業者

③土地の利用状況等の調査を行わず、直接分析調査を実施

すべての土砂基準物質について、下記「直接分析調査の方法」に基づき調査を実施してください。

分析調査の結果、土砂基準に適合している場合には、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと思なすことができます。

〈直接分析調査方法〉

項目	内容
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 土砂基準（別表第1）のすべての物質について、調査を実施する。 土砂基準に含有量基準が定められている物質については、含有量基準を含めて調査する。
試料採取調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> 100 m³毎に1回分析を行う。 土砂等の発生量が100 m³に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要です。 （例）土砂等の発生量が50 m ³ の場合 ⇒ 1回
試料採取方法	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の中心部分の土砂等を採取すること。
分析方法	<ul style="list-style-type: none"> 土砂基準物質の分析方法
分析を行う者	<ul style="list-style-type: none"> 計量証明事業者

【参考】土砂基準(別表第1)の対象物質一覧

物質の種類	土壌溶出量試験	土壌含有量試験
クロロエチレン	○	
四塩化炭素	○	
1,2-ジクロロエタン	○	
1,1-ジクロロエチレン	○	
1,2-ジクロロエチレン	○	
1,3-ジクロロプロペン	○	
ジクロロメタン	○	
テトラクロロエチレン	○	
1,1,1-トリクロロエタン	○	
1,1,2-トリクロロエタン	○	
トリクロロエチレン	○	
ベンゼン	○	
カドミウム及びその化合物	○	○
六価クロム化合物	○	○
シアン化合物	○	○
水銀及びその化合物	○	○
セレン及びその化合物	○	○
鉛及びその化合物	○	○
ひ素及びその化合物	○	○
ふっ素及びその化合物	○	○
ほう素及びその化合物	○	○
シマジン	○	
チオベンカルブ	○	
チウラム	○	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	○	
有機りん化合物	○	
銅 ^(※)		○
1,4-ジオキサン	○	
ダイオキシン類		○

(※)銅は盛土を行った後、田として利用する場合のみ調査が必要です。